

国税OB税理士による 税務調査のすべて



税目別対策のポイント



武田 恒男 編著 定価5,280円(本体4,800円+税)
▶B5判・748頁・令和4年9月刊

税務調査は、納税者と税務調査官、そして顧問税理士がレベルを高め、信頼関係を築き、協力していくことで、効率的・理想的なものとなります。

本書は、課税当局に勤務経験のある税理士等がQ&A形式により、税務調査の税目別対策のポイントを解説。いつ税務調査入られても企業が適切に対処できるように準備するための指南書です。

本書の特色

- ☞ 企業側がいつ調査されてもいいように、税務調査対応の知識が身につく！
- ☞ 納税者と税務調査官、顧問税理士がレベルを高め、信頼関係を築き、協力できる理想的な税務調査ができるようになる一冊！
- ☞ 国税局等の課税当局に過去勤務した経験のある税理士による、課税当局として情報提供されたパンフレット、情報公開された資料等を基に執筆した、適正・公平な納税義務の実現に役立つ必携書！

主要目次

第1章 総則
第1節 税務調査/第2節 課税要件と要件事実/第3節 国税組織の調査等における取組方針・調査体制等/第4節 国税通則法の改正/第5節 税務調査の特性・内容

第2章 調査手続
第1節 調査手続の概要/第2節 調査通知と加算税/第3節 事前通知/第4節 事前通知を要しない調査/第5節 実地調査/第6節 調査終了の際の手続/第7節 加算税/第8節 認定賞与/第9節 使途秘匿金の重課制度/第10節 処分の理由附記の実施/第11節 調査手続における参考

第3章 国税当局の取組・調査手法
第1節 調査におけるポイント
第2節 税目別の対策ポイント
1 所得税/2 相続税・贈与税/3 法人税/4 源泉所得税/5 消費税/6 印紙税/7 税関による輸入事後調査(税務調査)/8 国際課税/9 電子帳簿保存制度

編著者等一覧

発行

一般財団法人 大蔵財務協会 ホームページ URL <http://www.zaikyo.or.jp> E-mail: info@zaikyo.or.jp
〒130-8585 東京都墨田区東駒形 1-14-1(財協ビル) TEL03-3829-4141 FAX03-3829-4001



* 申込書にご記入いただく個人情報につきましては、お申込書籍の発送のほか、弊社刊行物等や催事のご案内に使用させて頂く場合がございます。
* 弊会個人情報保護方針につきましては、ホームページにてご確認ください。

2208

キ リ ト リ

申 込 書	国税OB税理士による 税務調査のすべて		冊
	■ご住所(〒 -) TEL () - FAX () -		
	☞FAX・メルマガ会員(新刊案内等)募集中 ご希望の方は <input checked="" type="checkbox"/> 印 <input type="checkbox"/>		
	メールアドレス		
■ご名称		■ご担当者名	

申込FAX▶03-3829-4001 日本橋法人会会員専用申込書
※定価の1割引・ご注文合計金額5,000円(税込)以上送料サービス【HC-221】

<p>第1章 総則</p> <p>第1節 税務調査</p> <p>1 知らないといけないがをす る税務 調査対応</p> <p>2 税務調査とは</p> <p>第2節 課税要件と要件 事実</p> <p>1 課税要件とは</p> <p>2 各租税に共通の課税要件 を概観</p> <p>3 納税義務の発生=法律 上の義務発生</p> <p>4 要件事実とは</p> <p>5 要件事実の認定</p> <p>6 課税要件に該当する事 実認定の例</p> <p>7 要件事実の認定のため の証拠資料の収集</p> <p>第3節 国税組織の調査 等における取組方針・調 査体制等</p> <p>1 調査等における取組方 針と取組事例【Q1/Q2】</p> <p>2 税務署の事務の分担 (大規模署の法人課税部 門を例に)【Q3】</p> <p>3 税務署と国税局の調査 体制の違い</p> <p>4 国税局資料調査課(リ ョウチョウ)</p> <p>5 海外取引や国際課税を 専担とする部署【Q4】</p> <p>6 再任用の調査官【Q5~ Q11】</p> <p>第4節 国税通則法の改正</p> <p>1 平成23年12月改正の ポイント【Q1~Q8】</p> <p>第5節 税務調査の特性・ 内容</p> <p>1 任意調査【Q1/Q2】</p> <p>2 反面調査【Q3~Q5】</p> <p>3 現況調査・現物確認調 査【Q6~Q9】</p> <p>4 無予告現況調査【Q10】</p> <p>5 進行年度分の調査(事 前調査)の可否【Q11】</p> <p>6 再調査【Q12~Q15】</p> <p>7 更正の請求【Q16/Q17】</p> <p>8 査察調査【Q18~Q21】</p> <p>第2章 調査手続</p>	<p>第1節 調査手続の概要</p> <p>1 調査と行政指導の区 分の明示</p> <p>2 調査通知</p> <p>3 事前通知</p> <p>4 事前通知を行わない 場合の手続</p> <p>5 身分証明書等の携帯 等</p> <p>6 通知事項以外の事項 についての調査</p> <p>7 質問検査等の相手方 となる者の代理人等ハ の質問検査等及び帳簿 書類その他の物件の提 示・提出の求め</p> <p>8 帳簿書類等の留置き</p> <p>9 反面調査の実施</p> <p>10 証拠の収集・保全と 的確な事実認定</p> <p>11 更正決定等をすべき と認められない旨の通 知</p> <p>12 調査結果の内容の説 明等と修正申告や期限 後申告の勧奨</p> <p>13 調査結果の内容の説 明後の調査の再開及び 再度の説明</p> <p>14 更正又は決定</p> <p>15 税務代理人がある場 合の調査結果の内容の説 明等</p> <p>16 新たに得られた情報 に基づく再調査</p> <p>17 理由附記の実施</p> <p>第2節 調査通知と加算税</p> <p>第3節 事前通知</p> <p>1 事前通知の通知事項 及び内容</p> <p>2 調査の目的(法人税等 の調査を例に)</p> <p>3 調査の対象となる課 税期間(法人税等の調 査を例に)</p> <p>4 調査対象となる帳簿 書類その他の物件(法 人税等の調査を例に)</p> <p>5 調査通知及び事前通 知の留意点【Q1~Q4】</p> <p>第4節 事前通知を要し ない調査</p>	<p>1 事前通知を行わない 場合の手続</p> <p>2 事前通知を要しない 調査の関連通達</p> <p>第5節 実地調査</p> <p>1 調査時の手続【Q1】</p> <p>2 調査理由の開示要求 【Q2】</p> <p>3 調査時の留意事項 【Q3/Q4】</p> <p>4 調査と行政指導【Q5~ Q7】</p> <p>5 質問検査権【Q8~Q23】</p> <p>6 帳簿書類の提示・提出 等【Q24~Q28】</p> <p>7 調査において国税当 局により作成される資 料【Q29/Q30】</p> <p>8 調査終盤での対応 【Q31】</p> <p>第6節 調査終了の際の 手続</p> <p>1 税務調査終了の際の 手続【Q1/Q2】</p> <p>2 更正決定等をすべき と認められない旨の通 知書【Q3/Q4】</p> <p>3 修正申告等と更正決 定【Q5~Q7】</p> <p>第7節 加算税</p> <p>1 加算税【Q1/Q2】</p> <p>2 重加算税【Q3~Q9】</p> <p>3 過少申告加算税 【Q10~Q12】</p> <p>第8節 認定賞与【Q1~ Q8】</p> <p>第9節 使途秘匿金の重 課制度【Q】</p> <p>第10節 処分の理由附記 の実施</p> <p>1 理由附記について 【Q1/Q2】</p> <p>2 重加算税の対象とな る理由附記の具体例</p> <p>(1) 所得税</p> <p>(2) 相続税及び贈与税</p> <p>(3) 法人税</p> <p>(4) 源泉所得税</p> <p>(5) 消費税及び地方消 費税</p>	<p>第11節 調査手続におけ る参考</p> <p>1 調査通知及び事前通 知の具体例</p> <p>(1) 実地の調査(連結調 査)</p> <p>(2) 実地の調査(移転価 格調査)</p> <p>2 行政指導として確認 等を行う場合の具体例</p> <p>(1) 申告書審理におけ る確認</p> <p>(2) 外国法人の無申告 実態確認</p> <p>(3) 事前確認に係る年 次報告書の確認</p> <p>(4) 更正の請求に係る 資料の追加提出依頼</p> <p>3 実地調査と併せた資 料収集の協力依頼を行 う場合の具体例</p> <p>第3章 国税当局の取組・ 調査手法</p> <p>第1節 調査におけるポ イント</p> <p>1 勘定科目等から 売掛金・貸付金・貸倒損 失/貸倒引当金/棚卸資 産/棚卸資産・固定資産 の取得価額/棚卸資産 の取得価額に算入しな い費用/期末棚卸高の 評価/費用一般の整合 性</p> <p>2 「架空給与」等と疑わ れないためのポイント 給与・退職金(架空給与 か否か)</p> <p>3 預金の帰属の判定ポ イント 預金の帰属</p> <p>4 領収書や請求書等の 対策ポイント 領収書や請求書等</p> <p>5 「メール調査」の対策 ポイント メール調査</p> <p>第2節 税目別の対策ポ イント</p> <p>1 所得税 不動産所得/不動産所 得が赤字のときの他の</p>	<p>所得との通算/事業所得 における家事関連費/青 色事業専従者給与/青色 申告特別控除/青色申告 の承認取消し【業種別】 開業医【業種別】税理士 /給与所得者の特定支出 控除/株式の譲渡所得/ 一時所得と雑所得/暗号 資産取引により生じた 利益の所得区分/暗号資 産の売却に伴う必要経 費/推計課税/損益通算/ ロータリークラブ等の 入会金/書面添付制度の 意見聴取/書面添付の記 載事項と調査/外国税額 控除と調査/更正の請求 と調査/地方税と調査 【Q1~Q17】</p> <p>2 相続税・贈与税 【Q1~Q19】</p> <p>3 法人税 【Q1~Q29】</p> <p>4 源泉所得税 【Q1~Q24】</p> <p>5 消費税 【Q1~Q50】</p> <p>6 印紙税 【Q1~Q7】</p> <p>7 税関による輸入事後 調査(税務調査) I 輸入事後調査と帳簿 関係の保存等について II 関税額等の額の計算 方法 III 輸入(納税)申告に誤 りがあった場合の手続 IV 加算税制度の概要 【Q1~Q24】</p> <p>8 国際課税 【Q1~Q56】</p> <p>9 電子帳簿保存制度 【Q1~Q14】</p> <p>編著者等一覧</p>
--	--	--	---	---